

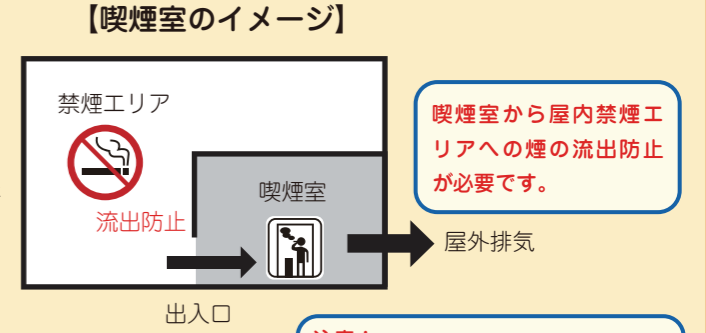
受動喫煙防止対策について

対象施設の類型	対策	
「喫煙禁止」施設 子どもや患者、妊婦等が主に利用する施設 <具体的な施設例> 学校、病院、児童福祉施設、介護医療院、介護老人保健施設、塾、スクールバス、市役所本庁、上下水道局庁舎、保健所市の施設（豊橋競輪場、豊橋市総合老人ホームつつじ荘を除く）等	敷地内は禁煙です 	
「原則敷地内禁煙」施設 <具体的な施設例> 国、県の庁舎 豊橋市総合老人ホームつつじ荘	屋外のみ指定された場所を喫煙場所とすることが可能です 	
「原則屋内禁煙」施設 喫煙禁止施設、原則敷地内禁煙施設、喫煙目的施設以外のすべての施設 <具体的な施設例> 新規飲食店（2020.4.1以降営業許可を取得した店舗）、既存の大規模飲食店、工場、事務所、物販店、金融機関、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケ店、スーパー、コンビニエンスストア、スポーツクラブ、障害者施設、老人福祉施設、宿泊施設の共有部分、豊橋競輪場 等	喫煙専用室などの設置も可能です 	
「喫煙選択可能」施設 既存の経営規模の小さな飲食店（既存特定飲食提供施設） 以下の3点を満たしていること ・2020年4月1日より前から営業 ・客席面積が100㎡以下 ・資本金5,000万円以下（出資の総額が5,000万円以下）	喫煙可能な場所である旨を掲示することにより店内で喫煙可能です<経過措置> 	
「喫煙目的」施設 喫煙をサービスの主目的とする施設 <具体的な施設例> 店内で喫煙可能なたばこ販売店、シガーバー 等	喫煙が可能です 	

喫煙室の技術的基準

喫煙室の設置には、国の基準を満たす必要があります。

- ・出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、**0.2m毎秒以上**であること。
- ・出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られており、**たばこの煙が流出しない**こと。
- ・たばこの煙が**屋外に排気されている**こと。



既存の建築物等における経過措置

2020年4月1日時点で現存する建築物等に関し、以下の要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースの設置でも可能とする。

【たばこの煙を十分に浄化し、室外に排気するために必要な措置】

- ア. 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。
- イ. 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること。

注意！
時間帯による分煙は認められておりません。喫煙室の設置が必要です。

詳しくはこちらから（厚生労働省HP）



技術的基準について
(ポイント3を参照)



相談・支援について

届出書の提出について

喫煙選択可能施設で喫煙可能室を設置した場合、保健所へ「喫煙可能室設置施設届出書」の提出が必要です。

○届出方法…健康政策課窓口または郵送

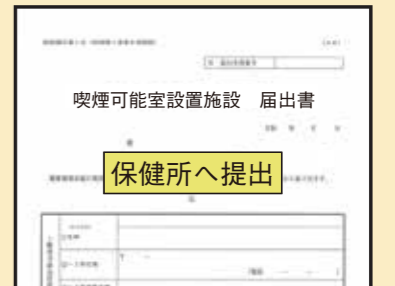
(窓口までお越しになる際は、**食品営業許可書**をお持ちください。)

○届出先…〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地

豊橋市保健所健康政策課（受動喫煙防止対策担当）宛

○届出様式…豊橋市のホームページ（裏面最下段参照）に掲載しています。

○その他…届出内容に変更が生じたときは「**変更届出書**」を、店舗を禁煙にしたときや閉店したときは「**廃止届出書**」を提出してください。



書類の保管について

・喫煙選択可能施設で喫煙可能室を設置した場合

既存特定飲食提供施設の要件に該当することを**証明する書類**を保存する。

<書類>客席部分の床面積に係る資料、資本金の額または出資の総額に係る資料

・喫煙目的施設で喫煙目的室を設置した場合

喫煙目的室設置施設の要件（たばこ事業法に関する「**たばこ小売販売許可**」（対面販売））に関する事項を帳簿に記載し保存する。（届出書の提出は不要）



配慮義務について

喫煙場所を設置する際は、望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮しなければなりません。

例) ・施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しない。

・喫煙室からのたばこの煙の排出先について、当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とする。

